官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働七一）　一
○介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（同七二）　二
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（同七三）　七
○厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（同七四）　三〇〇